

# 令和3年4月1日以降 科学的介護情報システム(LIFE)の活用等が要件として含まれる加算一覧

各務原市介護保険課

加算名称	対応する様式(案)	LIFEへのデータ登録	令和3年4月1日改正の概要	特養	地密特養	老健	介護医療	通所	地密通所	認知通所	特定	地密特定	GH	小多機	看多機	通所リハ	訪問リハ	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	科学的介護推進に関する評価	要	<p>介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、①～③の見直しを行う。</p> <p>① 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、LIFEの収集項目の各領域(総論(ADL)、栄養、口腔・嚥下、認知症)について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にLIFEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。</p> <p>その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。</p> <p>※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。</p> <p>② LIFEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。</p> <p>※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。</p> <p>③ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス(居宅介護支援を除く)について、LIFEを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。</p>	●	●	●	●											
科学的介護推進体制加算										●	●	●	●	●	●	●	●	●
個別機能訓練加算(Ⅱ)	別紙様式1: 興味・関心チェックシート	任意	<p>【(地域密着型)介護老人福祉施設(特養)】【(地域密着型)特定施設入居者生活介護(予防含む)】より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。</p> <p>【通所介護・地域密着型通所介護】より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。</p>	●	●			●	●	●	●	●						
	別紙様式2: 生活機能チェックシート 別紙様式3: 個別機能訓練計画書	要																
ADL維持等加算	(特定の様式なし)	要	<p>ADL維持等加算について、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進する観点から、①～③の見直しを行う。</p> <p>① 通所介護に加えて、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を対象とする。</p> <p>② クリームスキミングを防止する観点や、現状の取得状況や課題を踏まえ、算定要件について、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 5時間以上が5時間未満の算定回数を上回る利用者の総数を20名以上とする条件について、利用時間の要件を廃止するとともに、利用者の総数の要件を10名以上に緩和する。</li> <li>◆ 評価対象期間の最初の月における要介護度3～5の利用者が15%以上、初回の要介護認定月から起算して12月以内の者が15%以下とする要件を廃止。</li> <li>◆ 初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得たADL利得(調整済ADL利得)の平均が1以上の場合に算定可能とする。</li> <li>◆ LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。</li> </ul> <p>※ ADL利得の提出率を9割以上としていた要件について、評価可能な者について原則全員のADL利得を提出を求めつつ、調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者をその平均の計算から除外する。また、リハビリテーションサービスを併用している者については、加算取得事業者がリハビリテーションサービスの提供事業者と連携して機能訓練を実施している場合に限り、調整済ADL利得の計算の対象にする。</p> <p>※ 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護において、利用者の調整済ADL利得を算出する場合は、さらに一定の値を付加するものとする。</p> <p>③ より自立支援等に効果的な取組を行い、利用者のADLを良好に維持・改善する事業者を高く評価する新たな区分を設ける。</p>	●	●			●	●	(予除)	(予除)	●						

# 令和3年4月1日以降 科学的介護情報システム(LIFE)の活用等が要件として含まれる加算一覧

各務原市介護保険課

加算名称	対応する様式(案)	LIFEへのデータ登録	令和3年4月1日改正の概要	特養	地密特養	老健	介護医療	通所	地密通所	認知通所	特定	地密特定	GH	小多機	看多機	通所リハ	訪問リハ		
リハビリテーションマネジメント加算(A)口(B)口	別紙様式1:興味・関心チェックシート 別紙様式3:リハビリテーション会議録 別紙様式4:リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票 別紙様式5:生活行為向上リハビリテーション実施計画書	任意	自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、リハビリテーションマネジメント加算について①～⑤の見直しを行う。 ① 報酬体系の簡素化と事務負担軽減の観点から、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)及び介護予防のリハビリテーションマネジメント加算は廃止し、同加算の算定要件は基本報酬の算定要件とし、基本報酬で評価を行う。 ② 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの評価の整合性を図る観点から、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の評価の見直しを行う。 ③ リハビリテーションマネジメント加算(Ⅳ)を廃止。定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しが必要とされるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)・(Ⅲ)において、事業所がLIFEへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する。 ④ LIFEへの入力負担の軽減やフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提供する場合の必須項目と任意項目を設定する。 ⑤ リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の理解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。															● (予防除く)	● (予防除く)
	別紙様式2:リハビリテーション計画書	要																	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	別紙様式1:興味・関心チェックシート 別紙様式3:リハビリテーション会議録 別紙様式4:リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票 別紙様式5:生活行為向上リハビリテーション実施計画書	任意	介護老人保健施設(リハビリテーションマネジメント)及び介護医療院(特別診療費(理学療法・作業療法・言語聴覚療法)について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪問リハビリテーション等と同様に、LIFEへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進することを評価する新たな加算を創設する。			●													
	別紙様式2:リハビリテーション計画書	要																	
理学療法、作業療法及び言語聴覚療法に係る加算	別紙様式1:興味・関心チェックシート 別紙様式3:リハビリテーション会議録 別紙様式4:リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票 別紙様式5:生活行為向上リハビリテーション実施計画書	任意																	
	別紙様式2:リハビリテーション計画書	要					●												
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書	要	褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、①～③の見直しを行う。 ① 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする(介護医療院を除く)。 ② 現行の褥瘡管理の取組(プロセス)への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等(アウトカム)について評価を行う新たな区分を設ける。その際、褥瘡の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。 ③ LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。	●	●	●												●	
				褥瘡対策管理指導(Ⅱ)				●											

## 令和3年4月1日以降 科学的介護情報システム(LIFE)の活用等が要件として含まれる加算一覧

各務原市介護保険課

加算名称	対応する様式(案)	LIFEへのデータ登録	令和3年4月1日改正の概要	特養	地密特養	老健	介護医療	通所	地密通所	認知通所	特定	地密特定	GH	小多機	看多機	通所リハ	訪問リハ
排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書	要	排せつ支援加算(介護療養型医療施設を除く)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、①～④の見直しを行う。 ① 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価(スクリーニング)の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。 ② 継続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。 ③ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組(プロセス)への評価に加え、排せつ状態の改善(アウトカム)について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。 ④ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。	●	●	●	●								●		
自立支援促進加算	自立支援促進に関する評価・支援計画書	要	介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、◆定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等についてのアセスメントを実施するとともに、◆介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、日々のケア等を行う取組を評価する加算を創設する。その際、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。	●	●	●	●										
かかりつけ医連携薬剤調整加算	薬剤変更等に係る情報提供書	要	介護老人保健施設のかかりつけ医連携薬剤調整加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを新たに評価する。			●											
薬剤管理指導			介護医療院の薬剤管理指導について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを新たに評価する。			●											
栄養マネジメント強化加算	栄養・摂食嚥下スクリーニング・アセスメント・モニタリング(施設)	要	介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直しを行う。	●	●	●	●										
栄養アセスメント加算	栄養スクリーニング・アセスメント・モニタリング(通所・居宅)	要	通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。					●	●	●					●	●	
口腔衛生管理加算	口腔衛生管理加算 様式(実施計画)	要	施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。 口腔衛生管理加算について、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。	●	●	●	●										
口腔機能向上加算	口腔機能向上サービスに関する計画書(様式例)	要	通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。 口腔機能向上加算について、LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。					●	●	●					●	●	

※ 令和3年度から、CHASE(チェイス)・VISIT(ビジット)を一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。  
科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence;LIFE ライフ)